

圧縮水素蓄圧器用複合圧力容器に関する基準の制定に対する
パブリックコメント（意見募集）について
－平成30年4月18日～平成30年5月18日－

平成30年4月18日
圧力容器規格委員会
委員長 小林 英男

この度、圧力容器規格委員会として標記基準の制定案を作成しました。公正、公平、公開の原則の観点から、広く一般の皆様からご意見をいただくため、パブリックコメントを実施することといたします。いただきましたご意見につきましては、圧力容器規格委員会で審議を行うことといたします。

つきましては、標記基準の制定案に対しご意見のある場合には、下記要領に従い、書面（郵送又はFAX）若しくは電子メールでご提出下さい。

皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、お寄せいただいたご意見を整理した上で当方の見解を公表することとしております。このため、お寄せいただいたご意見、氏名及び所属を公表する場合がありますことをご了承下さい。

パブリックコメント実施要領

1. 規格案名

圧縮水素蓄圧器用複合圧力容器に関する基準(案)

2. 規格案検討要旨

添付資料 圧縮水素蓄圧器用複合圧力容器に関する基準 KHKS0225
の制定について

3. 意見受付期間

受付開始：平成30年4月18日（水）
受付終了：平成30年5月18日（金）同日必着

4. 意見記入要領

- ①別添様式に従い、氏名、連絡先（住所、電話番号等）及び所属（会社名、団体名等）を必ず明記して下さい。意見を十分把握させていただくため連絡を取ら

- せていただくこともありますので、漏れなく記入して下さい。
- ②ご意見については、1枚につき一つの意見及び理由を記入して下さい。
 - ③ご意見の対象となる規格案の該当箇所を明記して下さい。
 - ④電子メール等を利用して提出いただく場合、別添様式に記入していただく必要はありませんが、本要領に準じて必要事項は漏れなく記入して下さい。

5. 関連資料入手先

上記1.の規格案は本ページからPDF形式でダウンロードすることができます。

また、高圧ガス保安協会図書室で閲覧が可能です。その他、郵送による資料送付も行っておりますので、お問い合わせ下さい。ただし、資料及び郵送に係る費用をいただきます。

6. 個人情報の取り扱いについて

高圧ガス保安協会は、パブリックコメントの提出の際に氏名、住所、連絡先等の個人情報を収集します。これらの情報は、パブリックコメントの審議、対応についてのご連絡以外には使用することはありません。なお、氏名及び所属に関しては、いただいたご意見とともに公表する場合がありますことをご了承下さい。

以上

問合せ先、意見提出先：

高圧ガス保安協会 機器検査事業部 検査企画課 梶山卓慎
T E L : 03-3436-6104
F A X : 03-3436-0688
e-mail : kajiyama@khk.or.jp

(お問い合わせフォーム) 別添様式参照

圧縮水素蓄圧器用複合圧力容器に関する基準 KHKS0225 の制定について

1. 背景及び基準の位置づけ

現在、水素ステーションの普及拡大のため、水素ステーションで使用される圧縮水素蓄圧器用の繊維強化プラスチック製複合圧力容器に係る技術基準の制定が望まれている。

水素ステーションで使用される複合圧力容器は、定置式で使用するため特定設備検査規則が適用されるが、特認申請等を行い大臣の認可を受ける必要があるため、特認申請等に資する技術基準として制定する。

2. 技術基準の主な内容

本基準では、複合圧力容器の種類及び適用範囲、材料、設計、加工、構造、検査の方法の要求事項等を定めた。主な要求事項等の内容は以下のとおり。

(1) 複合圧力容器の種類及び適用範囲

複合圧力容器の種類は、樹脂含浸炭素繊維層を有するアルミニウム合金ライナー製複合圧力容器及びプラスチックライナー製複合圧力容器の2種類とし、内容積は500L以下、設計圧力は105MPa以下とした。

(2) 材料

ライナー材料としてアルミニウム合金 6061 及びプラスチック、ボス部の金属材料としてステンレス鋼 SUS316 及び SUS316L 並びにアルミニウム合金 6061、樹脂含浸炭素繊維層の非金属材料として炭素繊維、樹脂、ガラス繊維等を規定した。

(3) 設計

複合圧力容器の各耐圧部材について、有限要素法等の解析により最小厚さの計算を行うことを規定した。また、複合圧力容器の強度確認として設計確認試験を行うことを要求した。

(4) 加工

複合圧力容器の加工工程では、従来の特設設備にはない特有の加工が含まれるため、各加工工程の条件について品質管理上、重要な事項を規定した。

(5) 構造

耐圧試験及び気密試験の規定に加えて、製造管理の確認として製造確認試験を行うことを要求した。

(6) 検査の方法

特定設備検査における設計、材料、加工及び構造に係る検査の方法を規定した。